

(仮称) 門真市自治基本条例を考える市民検討委員会

第1回 検討部会 議事録

平成22年9月30日

門真市立文化会館1階ホール

議長：お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから第1回（仮称）門真市自治基本条例を考える市民検討委員会検討部会を開催させていただきます。

まず、事務局より連絡事項等がありますので、よろしくお願ひします。

事務局：それでは、案件に入らせていただく前にお手元の資料の確認をさせていただきます。資料一覧の順に確認させていただきます。

まず、検討部会の次第、次に半ぺらの紙なんですが前回お渡しした資料の訂正分です。確認しましたところ、訂正がありましたのでここでお詫びさせていただきます。今後も資料等の間違いがございましたら事務局の方までご一報いただくと助かりますのでよろしくお願ひいたします。続きまして、原稿用紙が一枚入っております。後ほど使用いたします。続きまして、自治基本条例の講義用レジュメが3枚をホッチキスで止めたもの、それと参考資料の1とふられた資料、（仮称）門真市自治基本条例を考える市民検討委員会の会議公開要領、これは先日9月13日に行われた市民検討委員会で皆さまにご承認いただいた内容を要領としてまとめたものです。続きまして（仮称）門真市自治基本条例を考える市民検討委員会の会議傍聴要領、以上が本日の資料となっております。もし、不足の資料がございましたら挙手願ひします。また、市民委員の皆様には名札を置いております。名札の着用をお願ひいたします。職員は名札を忘れた者もおりますが、次回以降名札をお持ちいただきますようお願ひいたします。

第3回検討部会の開催通知文を置かせていただいております。これも後ほど日程調整をさせていただきます。事務局からは以上です。

議長：ありがとうございました。それでは、本日の案件に移らせていただきます。自治基本条例について委員長よりご講義をいただきたいと思ひます。また、質疑応答につきましては、すべての案件が終了後に時間設定させていただきますと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、今川先生よろしくお願ひいたします。

委員長：あらためまして、こんばんは。つまらない話をさせていただきますが、

一時間ということですので一時間弱で終わらせていただきたいと思っています。おそらくマイクを持ってお話になりたい方がたくさんいらっしゃると思いますがお付き合いください。レジュメに従って進めさせていただきます。自治基本条例だけの問題ではないんですが、みんながやっている症候群、日常会話でもそうですが、みんながやっているから、みんなが持っているからというものです。みんなが海外旅行に行っているからとか。このみんなというのはだれなのか。何割の人がやっているのか、何割の人が持っているのか。そういう風に言わなきゃいけない。これは日本全国、あるいは海外でもそうかもしれませんが、多くの傾向としてけっこう日常会話で学生もよく使っています。要するにみんながではなく、なぜ私がこうしたいと言わないんですかということ。自分がないんですね。申し訳ないんですが、これは市町村も都道府県も同じ傾向が強かった。

今でもそういう傾向がないわけではないが、例えば参照自治体、類似団体とも言いますが、まずやろうとするときは、類似団体がどんなことをやっているかということを見て同じことをやろうとする。するとみんな画一的になる、あるいは均一的になる。それでは分権もないし、それぞれの地域の特色あるまちづくりもなくなっちゃうんじゃないかという気がしてならない。だけど、他市の勉強をすることはものすごく重要です。気になるのは、ものまねしようとするれば一時間もあれば最高の条例ができます。表面上は最高の条例ができます。今パソコンで検索してコピーペーストすれば立派な条例ができますので、こんな委員会は必要なくなって、たぶん誰も文句の言えないような立派な条文ができます。だけど、おそらくそれは使えません。壁に飾っておくにはいいものかもしれませんが、みんなが共有してみんなが使おうとした時に美しい言葉が書いてあるが、役に立たない。したがって、自治基本条例というのは市民の皆さん、あるいは行政の皆さんが共有できていいまちをつくろうという風にならないと使えないということになります。私たちの研究領域では自治基本条例を表にして研究します。A市、B市、C市・・・、そして市民の役割とか住民投票などという規定があるのか、そしてA市では住民投票の規定がある、B市にはないという比較を行います。

これだけを見て、C市には市民の役割がないということは市民は何もしなくていいのか。いいはずはない。行政の役割がないところは規定がないから行政は自由にやっっているのか。この規定のあるなしで評価する若い研究者がいて気になっている。私がやったA市の場合は住民参画協働促進条例というもう数年前にできた条例があります。まず今

回条例にある前文がありません。このまちが何を指すかという前文がありません。それから住民投票の規定もありません。ではなぜやらなかったのか。自治基本条例には前文があったほうがいいと思うのですが、A市の議論では総合計画に前文があるので尊重しましょうとなりました。総合計画はだいたい10年計画で、5年くらいの実施計画があり、経験から言うと市長が代わると総合計画の見直しがあり、作りなおす。また、みんなで話し合っ作りなおす。作りなおしたときに総合計画を尊重すればいいのだからということで前文はいらないとなりました。また住民参加を規定した協働促進条例に住民投票の規定がないのは全国的にないかもしれない。市民の議論では、阪神淡路大震災で市役所の1階部分がつぶれたが、地縁団体、自治会、町内会の方々が復興に向けて一生懸命頑張った。市域も狭いのでNPOも少なく、後から神戸や大阪などのNPOが入って支援してくれた。そこで自治会とNPOが連携する絆が阪神淡路大震災によって深まった。もちろん震災自体は悲しいことですが、教訓を生かしてみんなでやろうとした。そういう時に住民投票の規定は置くべきではないという判断が市民からあった。置くべきだという人ももちろんいました。今みんなが一緒にやろうとしているときにわざわざ抜き差しならない問題を起こしてまちを二分するような状況を作らなくてもいいじゃないか。住民投票というのは抜き差しならない状況になった時に住民投票が必要である。市町村合併の是非を問う住民投票などがそうである。市町村合併は国が音頭をとったものは別として、そもそもそういった抜き差しならない状況にならないようにみんながちゃんと話し合っ手を結んでやれるような仕組みを作っいこう。だから、住民投票の規定は必要なんだけど、今回の条例規定の中にはまずみんなが手を結んでちゃんとやれるような参画とか協働の形を作れるようにルール化しよう。何を言いたいかというと、他都市の条例を調べられて素晴らしいと思うものがあつたときも、おかしいなと思った時も、ぜひそのまちの議事録をぜひ読んでいただければと思います。その議事録にはそのまちのストーリーがあります。そのストーリーを大切にしたいというのが、最初の話のところ。それぞれのまちには、いろんな地域事情があり、また地理的な条件があり、その中でいろいろな議論があり、市民の方々がストーリーを組み立てています。今回の話し合いの中で、門真はこういう状況だからこういう風に解決しなければいけない。じゃあこういうルールが必要だということが議論の中で出てくると思います。そういうストーリーを大切にっして成果品がそれぞれのまちでできているんだということをぜひ考えてもらえればいいのか

と思います。実は他市条例の呪文（真似）というのは、実際には難しい。私も他市の条例を見ていてこれは素晴らしい、これは真似しようとするのが無きにしもあらずなんです、本当にそれが自分たちのまちの課題の解決をするというところから出発していないので、条文はあるけれども、さてこのまちをどうしようかなという思いがなかなかその中にこめられない。

2番目に移りますが、そもそもなぜ自治基本条例を作らなければならないのかということですが、あるまちでは、これまで地域を担ってこられた自治会、町内会の方であるとか志を持って取り組んでいらっしゃるNPOの方であるとかからすると、また市民の役割を押し付けるのか、どうせ作ったってまた下請けに使うんだらうと蔭では言われます。協働の話をする、協働といたって最後は安く使えるNPOに押し付けられるという話をよく聞きます。

たしかに経済状況が良くないのでそういうこともあるかもしれないし、いままでのやり方の中にそういう面があったのかもしれませんが、国のコントロールから自立するなどいろいろなことを書いていますが、地方分権とか地域主権とかいろいろ騒がれています。地域主権とは主権概念としての地域主権とは違うのですが、主権とは国民主権とか国家主権などのスローガンのようなものですが、基本は補完性の原理であるという風にいわれます。もういちど私たちのところから、自分を起点にしてコミュニティにおいて自分はどういう位置にいたらうとか、どうしたらいいのか、行政との関係において自分たちでこういう風に考えて動いた方がもっと行政との関係を変えられるし、自分たちの地域だからもっと生活しやすい地域になるかもしれない。そうしたときに自分たちの経済的豊かさではなく、文化的にも歴史的にも、あるいは人間関係においてももう一度豊かさを構築しなおそうということです。地方分権や地域主権とか難しいことを言いますが、基本的には私たちがもう一度色んな意味の豊かさを再構築しようということを考えて方が私はいいと思います。

学生もゼミ生もそうですが、道の向こうで私の顔を見るとなれなれしく近づいてくる学生もいれば、逃げる学生もいます。逃げる学生になぜ逃げるんだ、つまらないだらう。せっかくゼミで知り合ったんだから挨拶くらいした方がお互いに気持ちいいんじゃないの？しかも逃げるエネルギーを使うならまっすぐ来て使った方が楽じゃないか。そして、気楽におはようございますでも何かあいさつしたり何かしてくれればいいのかと思うのですが、やはりちょっと避けようとかじゃなく少し人と人との会話があれば、堂々と道も歩けるじゃないかという

ことです。隣近所を知らないという地域も最近増えています、ひょっとして何かあったときはやっぱり助け合わなければならないし、ちょっとぐらいはプライバシーの問題もあるのかもしれないが、相手が言わない限りは仕方がないですがお互いが気持ちよく挨拶などできた方がいいのではないのでしょうか。そういうところからはじまって、周辺の環境はどうだろうかとか町並みはどうなんだろうとかいろんなことが議論として出てくるのかなと思います。自分自身のところから豊かさを構築していくにはどういう風に関係していけばいいのかを考えるとところから住民自治は始まります。一人でいいなら無人島で生活すればいい。ただ、無人島といってもどこかの国や地域に属しているので不法侵入になりますのでなかなか地球上では難しい。だったら自分自身でどうやって豊かさを構築していくのかを考える。せっかく国からのルールでがんじがらめになっていた社会から少し解放されて新しい社会を築こうとしているわけですから、若い人を中心に色々な発想を転換しないと新しい社会はできてこないし、行政も変わらなくていいかなとなってしまうかもしれない。私たちが変えようと思わないと行政との新しい関係もあるいは議会もそうですが細かいことではなくもっと大きなことを議論しましょうとか、議会もがんばりましょうとか、いかに私たちが豊かな地域社会をつくるかというところに全体を変える力になるし、行政も議会も本来の役割を果たせるようになると思います。そのためのルール作りをすることが自治基本条例をつくることだと思います。

したがって、よく自治体の憲法とも言われます。みんなで共有できないといけないし、かといってあまり細部まで書くと動けなくなる。最低限こういうことはルールとして守りましょう。行政との関係においてもこういう所は権利として認めましょうとか一緒にやりましょう。議会の関係においても同じことが言えるかもしれない。もう一度みんなで地域のルールを考えて私たちが少しでも堅苦しくもなく豊かな地域を作れるようなそういう関係、ルール作りをしていきたいと思います。

次に総合計画との関わりですが、総合計画との関係で問題になるのは、自治基本条例はまちの中でお互いの関係性、それからどうあればいいのかという関係づくりのルールを定めたものです。そしてどこの自治体でもそうですが総合計画というのが位置づけられています。門真市はつくられたばかりです。これもいろいろな表現がされます。まちのバイブルであるとかまちのデザインとか。結局よく似た表現がされます。地方自治法の改正で基本構想は議会の承認を得なければならない

という義務付けを廃止するという閣議決定がなされました。これは総合計画を作らなくてもいいとか議会はなにもしなくていいということではなくて、自治体が自治体でまちのデザインを作るのだからそのルールもどういうルールで行政が中心になって市民が主役で行政がまとめてどういう部分を議会が承認してみんなが共有するのかということを含めてみんなで新しいルールを作っていきましょうということ。今この民主党政権が廃止しますという閣議決定をしました。計画をつくることをやめなさいということではなくて、計画作りもそれぞれのまちのスタイルに応じてルール化していきましょう。ということでどこの自治体にも総合計画というのが作られています。問題は総合計画を作りました、片方で自治基本条例があります。どういう関係にあるのがよく議論になります。B市では同時並行で双方が整合性がなければならぬということで作成が進められた。総合計画には協働とか参画とかいろいろ書いていますし、行政経営とかが書かれている。私は両方の委員長をさせられて両方の整合性を保てと言われた。そんなことできるわけがないんですが。

C市では出来上がった自治基本条例の進行管理の委員をやっております。自治基本条例づくりは龍谷大学の富野先生が委員長としてされましたが、その進行管理ということで委員をやっております。大きな進行管理の役割として2つあげられます。もちろん私たち委員は適当に発言するだけで、結局は事務局の方が汗をかいて整理をするわけですが、自治基本条例の中には理念や条例の中に入れておかないとルールが守れないということがあります。そこで書けば書くほど以前の条例と整合性が取れない。以前にできた条例に参画とか協働の理念が書かれていない。そうするとそういう条例がどれだけあるかということ。洗い出していかなければならない。最終的には議会が承認して改正する時に改めるのでそれまでは古い条例が残るわけですが、将来改正する時にこういう点がこの条例には問題点がありますよということを市民の目で見えておかなければならない。こういうことを進行管理でやっています。その次にやったのが総合計画です。先に総合計画ができていました。やはり総合計画は時間が経つと絵にかいた餅になりやすいので市民の間で共有する必要がある。進行管理の委員会からこういう風にした方が総合計画のコミュニティはうまくいくんじゃないかということが提案できる。そういう提案書を書いて総合計画をどういう風に動かしていくのかということ。自治基本条例を基本にして見直す作業をしてきました。まだまだその作業は進行中です。そういう議論をしていくと行政の方もだんだんこれを使ってみようという気がし

てきて運用の仕方も段々変わってきます。例えば、門真市ではわかりやすい総合計画を作られています、C市ではわかりにくい計画であるところは自治基本条例にわかりやすいということをテーマにしているので、わかりにくい言葉はわかりやすくしていきましょうということです。門真市では市はというところを市役所はとわかりやすく表現していて、非常に主語が読みやすい。自治基本条例でわかりやすくと言っているのだからもう一度わかりやすく翻訳してみましようということです。あるいは予算とか決算のところでは分かりにくい言葉がたくさんあるので、財政課さんもうちょっとなんとかありませんかということです。そこで、例えば起債は借金であるとかそういう言葉に書き直して市民に分かりやすく共有できるものにしていこうということです。よく言われるのが中学校2年生くらいの子どもが読めるくらいの表現に改めていかないと共有できませんということです。しかし、世の中は分業で成り立っているところがあります。例えば私に農業をやれと言われても商品化できる農産物としてお店に出せるような作物は作れません。自分で食べる分にはできるかもしれませんが。農業をやっている方は農業が専門、私は私で専門があります。主婦の方でも地域を歩いていて地域需要に詳しいということがあります。それぞれがこんなふうになったらいいのという思いを持っています。それぞれが色んな専門家であっていろんな立場の方がいるので中学校2年生くらいの文章でないと共有が難しい。専門用語を使いながら議論をしてもそもそもそれぞれの概念が違うので議論がかみ合わないことがまれにある。いずれにしてもみんなで共有するためにはわかりやすい表現にする必要があるということです。では、具体的に総合計画を動かすためにどう読めばいいかということですが、すべて総合計画を読む必要はありませんが、かといってこの計画はこれからの門真市を支えるものです。例えとして総合計画から適当にピックアップしたのですが、門真市の計画で定住都市、持続可能なまちづくりということを目指すことが書かれています。そうするとルールとして何をすればいいのか。進行管理として市民はどう計画にかかわっていけばいいのか、策定過程や政策の形成過程、計画過程でつくった後はそのまま放っておいていいのか、持続可能などありますから、とりわけ条例では持続可能性とか、総合計画は10年の計画ですので見直す必要があるわけです。じゃあ見直すためには最低限どんなことをみんなで共有しておけばいいのかということもルール作りの中で考えていかなければならないかもしれない。あるいは、見直しまで行かなくてもどう評価していくか、市民が関わっていった方がいいのか、専門家だけでやっても

らって本当に地域のことがわかるのかという問題があります。評価のルールはどうするのかという問題もあります。例えば、将来を担う子どもが育つ教育力のあるまちという項目が総合計画にあります。そして、心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくりますと書かれています。ルールとしてどうしていくのかを考えていく必要があります。となると、いままで子どもはお客さんだったが、ちゃんと主人公にしたほうがいいのかどうかです。物まねをしますと北海道のニセコ町では、子どもには子どもにふさわしい権利を認めましょうと書いてあります。例えば子どもに関する条例や計画を作る時に子どもにも参加してもらおう。もちろんおとながちゃんとケアして地域に合ったかたちで最後は出来上がるけれども、あるいはせつかく児童公園をつくるのに大人が絵を描いてはつまらないので、子どもに絵を描いてもらおう。それから法律上のルールはどうなっているとか、どういう植物を植えればちゃんと育つとか、大人が後から整理すればいいことで、子どもが描いた絵にできるだけ沿うような形で大人が見守っていく。そうすると子どもには子どもにふさわしい権利がルール上必要かなということも考えなくちゃいけない。そういう風に総合計画を読んでいくとどういう風に動かしていけばいいか。計画のコンセプトで分かる計画、めざす計画、使える計画という風にかかれてあります。そうすると条例もわかりやすいものを目指そうとなる。そうすると、この条文はうちの市にはそぐわないという意見が出てくる。そぐわないと言われても別に裁判で争うようなものではないし、共有しましょうということなので、例えば口語にしましょうなどです。市民の役割を市民の責務という表現にする、責務という言葉は難しいとか、みんなで文章表現も考えましょう。どうしても難しい表現を使う必要がある時は、解説を付けるなどもあります。私は門真市のことを何も知りませんので、何のお役にも立てませんが皆さんから出た意見を少し整理する役割をさせていただきます。決して私の思いで整理するのではなく、皆さんの思いで整理するつもりでおりますが、誤解があれば修正をします。ちゃんとストーリーがあってできるし、ストーリーがなくて真似をすれば使えない。動かすためにはどんなルールが必要かを考えなければいけない。まちのデザインとして総合計画があるのだからこの計画を動かすルールを考えましょう。

さて、次の4番目に自治基本条例と他の条例との関係についてですが、自治基本条例は色んな位置づけがあります。自治基本条例があって、環境基本条例など個別のいろんな条例があります。個別の条例を見た時に自治基本条例に合わない場合は見直しをしなければいけない。こ

これは自治基本条例を頂点に見た場合ですが、もうひとつは横串型といわれますが、自治基本条例は最低守らなければならないルールを定めたものであるため、他の条例も整合性を取る必要がある。改正のチャンスがある時に自治基本条例の精神を汲み取って、変えていきましょうということなのです。

では、自治基本条例には何を盛り込んでいけばいいのかということですが、これが非常に難しい。事務局で丁寧にまとめられた他市の条例なども参考にしながら、あるいはそのまちのHPを見られて議事録を読んでいただけるとよいかと思います。そのまちがどんなストーリーで議論してできたのか。例えば、住民投票の議論などでは、途中と結論で大きく話がひっくりかえったりするので、全体でどのようなストーリーで流れて議論して、結論を出したのかを議事録を読んでいただくとありがたいと思います。なかなかビールでも飲みながら読むと面白いと思います。お酒が飲めない人はだめですが、ウーロン茶でも飲みながら読むと面白いと思います。私はビールを飲みながらパソコンに向かって語りかけることがあって、妻子が心配することがあります。それを夜中にするので、うるさいとか言われます。

いずれにしても、他の条例との関係をどう体系的に考えていくのかということなのです。パブリックコメントや住民投票条例をどう位置付けるのかということですが、自治基本条例の中で書くのか、別の要綱などで定めるのかということなのです。慎重に進めたい時は別に定めるという方法も一つだと思います。自治基本条例には最低限のことだけ盛り込み、詳細については他の条例に委ねる、あるいは行政の運用で要綱・規則にするなどもあります。守らないといけないことだけを自治基本条例でルール化しておく。ただ、自治基本条例だけで動くわけではなく、他の条例や要綱・規則などとの関係もあります。もし住民投票条例を定めるのであれば、また市民委員会を設立して議論するという必要があります。そのためのルールを自治基本条例で定めるということなのです。

また、レジュメで分からない言葉があれば後でご質問いただければと思います。

もうひとつ考えておきたい根本課題があります。ガバメントを忘れたガバナンスという堅苦しいことを書いていますが、最近の自治基本条例には少ないですが、かつての自治基本条例には対等の原則が盛り込まれる自治体があり、条例が独り歩きしていくとすぐ対等じゃないということになる。私たちがせっかく考えた原案に最後議会に提出する時に文言が変わっているじゃないか、大事な言葉が削除されているじ

やないかということで対等じゃないじゃないかとなるわけです。ところが、法律によって選挙で選ばれた人は一定程度決定する権限を与えられています。市長、議会です。これを否定してしまうとおそらく門真市は回転しなくなります。最終的には投票率100%ではないですけども、50%・30%かもしれませんけれども、みんなが承認したということで、市長が議会に提出する、議員が議会に提出することもあります。市長が責任を持って条例案を作って、議会で慎重に審議してもらい、修正及び可決する。最終的には市長の責任で、議会の責任で決定するというのが法律で決められたことです。これを私はガバメントと呼んでいるのですが、余分な話をするとこのガバメントの在り方も民主党の閣議決定で6月23日あたりでちゃんと日にちが思い出せないのですが、日本の自治体は大きいところも小さいところもそれぞれの自治体に適した形で在り方を自治体が決めてもいいじゃないですかという議論をしましょうという閣議決定をしました。だから、どこの自治体にも市長がいて議会があってというのではなく、まちをコントロールする重要な部分だけ決定する主体の在り方をそれぞれのまちで決めてもいいじゃないかということです。日本中議論するのは相当時間がかかるので閣議決定したとしてもスローガンのようになるのかもしれませんが、いずれにせよ、市長ひとりがすべてを決めることはできません。職員の方もいらっしゃいますし、ちゃんと判断してもらうために私たちもアプローチをしていかなければならない。そういったときのルールはどう作っていけば良いか。当然、行政や議会からきちんと情報を提供してもらわないと市民は考えられない。そういったことを前提にしてどうしたらいいのかを考えていくことで住民参加、参画、協働の仕組みができる。例えば市民提案制度とか住民投票制度とか年次推進計画、進行管理などです。従来は行政が何か協力してくれませんかといって市民が協力する。一方で市民がやっていることに行政が参加する。これが市民提案制度です。市民がこんなことをやりたい、だから行政も一緒にやらせてもらえますかというものです。最近あちこちの自治体で行われているものです。ただ、これが門真市の中でちゃんとストーリーとして、きちんとできあがっていることが必要で、盛り込んでいない自治体もあります。それはそれで、うちにはそんな制度をわざわざ作らなくても、職員の意識改革や管理職の意識改革でできる限り現場から市民の意見を聞く、あるいはNPOから提案があれば取り入れていくような組織改革としてやるなどのストーリーがあればいい。

どういう制度設計にするのかはこれからこのまちのストーリーを作っ

ていくということが大事だと思っています。門真市のストーリーを作るということは皆さんがこうしたらいいよねという議論をしていただくことが大事です。

その時にできるだけわかりやすい言葉でお互いが素人の関係なので言いましょう。

最後に余分な話ですが、江戸しぐさという言葉をご存じでしょうか。最近いろんなNPOでそういう話題になっている。江戸でできたルール、もちろん他の地域にも当然あるルールなのですが、江戸時代にいろいろな方々が集まって来てコミュニティが必要、共存しなければならない、だから細い道で向かい合って出会った時にはお互いの顔を見てすれ違う。指きりげんまん、うそついたら針千本飲ます、の次の言葉をご存知ですか。「死んだらごめん」ですね。ちゃんと真面目に話したときの約束事は守りましょう。酒を飲んでいる時や冗談半分に言っている時のことは別ですが、ちゃんとみんなで守りましょう。できなければできなかったことをちゃんと説明しましょう。後は先達の教えですね、地位とか身分を捨てて話をしましょう、得意だから話をするということはあると思いますそのときもわかりやすく話をしましょうということです。だいたい教員をやっている人と現役時代に偉かった人はなかなか地域に入っていけないということを言われます。培ってきた経験や知識はちゃんと貢献しなくちゃいけないので、相手にわかりやすく伝える。いろいろあって、こんなことわからないのということも注意した方がいいというのがある。これも江戸しぐさです。こんなこと分からないのと言ってしまうことで周辺の方に恥をかかせてしまいます。だから、言ったことが通じなかったなと思ったら、もう一度丁寧に言いなおす。今の地域社会、NPO活動や自治会活動に教訓めいたものとして使えるかなと思う。そうした部分で条例に盛り込んでいくことができるかもしれないし、盛り込まなくても話のルールとして活用するのもいいと思います。前回事務局から話のルールというのを作っていただいたので、まさに江戸しぐさに類似したルールだと思っています。話し合いをこれから進めていきたいと思っています。次回また今日の話を整理して提出させていただきますが、この整理の仕方はおかしいということがありましたら、遠慮なく言っていただいて、次回の反省にして作り直しますのでよろしくお願いします。

つまらない話にお付き合いいただいてありがとうございました。

議長：ありがとうございました。それでは、ここで5分休憩をはさみたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長：お揃いのようなので、続きまして案件2、10月15日に開催いたします第2回検討部会の進め方について、委員長よりご説明をお願いいたします。

(以後、要約記述)

委員長：まず、残りの時間では班で自己紹介も兼ねて議論をしていただきたいと思いますと思っています。市民の方は「私はこんな市民になりたい」、市の職員の方は「こんな公務員になりたい」ということを話していただきたい。次回の検討部会では、「市民の役割・課題について」議論をしていただきたいと思います。例えば、自治会に参加していないのであれば、なぜ自治会に参加しないのか、どうすれば参加できるのか。そうすることによって共有できるものができてきます。

A委員：挙手と「委員長」の発言あり

委員長：何でしょうか。

A委員：議論を進める前に、質問の時間を取っていただきたい。先生の講義を受けたが、まだちゃんと自治基本条例について理解できていない。

議長：冒頭で質疑応答の時間は最後に行うと説明しました。

A委員：講義の内容について話を聞いただけで、議論に進むのはどうか。また、グループで自己紹介というより全体でやればいいのか。

委員長：課題を引き出して、それから自治基本条例について進めていこうかと思しますので今回はこのやり方でやらしていただきたい。質問のある方がいらっしゃったらどうぞ。

B委員：地方自治法に住民投票の規定があるが、自治基本条例で定める住民投票はどう違うのか。

委員長：地方自治法のルールはくずせません。市長の判断で署名が集まったら議会にかけるという条例は作れます。

C委員：ガバメントとガバナンスの違いが分からない

委員長：ガバメントは仕組み、ガバナンスは秩序。
行政が決めたこと（ガバメント）について、住民がどうしていくのか（ガバナンス）。

D委員：もう少し分かりやすく説明してほしい。話の中でも中学 2 年生が分かるようにと言っていた。

委員長：反省します。

議長：では、30 分ほど時間を取りますので班での議論を始めてください。

班での討議（市民像・公務員像・自己紹介）

議長：次回の検討部会について委員長よりお願いします。

委員長：「市民個人について」をテーマにして門真市がどう進んで行ったらいいのかを議論し、その進み具合で分解していきたい。まずは「今の私の気持ち」がどこにあるのかを探るために今日のやり方にしました。

議長：事務局より日程調整をお願いします。

事務局より第 3 回検討部会の日程調整

11 月 29 日（月）午後 7 時～門真市立文化会館に決定

議長：それでは、本日の部会内容についてご質問等ございましたら挙手願います。

議長：他に質問がないようでしたら、本日の検討部会は以上をもって終了させていただきます。長時間ありがとうございました。